

東大和市立図書館協議会 平成29年度第1回会議録

会議名 平成29年度第1回 東大和市立図書館協議会
開催日時 平成29年4月20日(木) 午後3時00分～午後5時00分
開催場所 東大和市立中央図書館 視聴覚室
出席者 (委員) 溝江委員、上田委員、六馬委員、村松委員、荒川委員、
奥平委員、佐々木委員
(欠席者) 菅野委員、井上委員、仙田委員、
(事務局) 小俣(社会教育部長)、當摩(中央図書館長)、
宮田(管理係長)、柳原(事業係長)、永井(桜が丘図書館長)、
裕(清原図書館長)

会議の公開・非公開 公開 傍聴者数 9人

会議次第

1. 開会
2. 議題
 - (1) 平成29年度事業について
 - (2) 東大和市子ども読書推進計画の見直しについて
 - (3) 地区館の開館日及び開館時間等の見直しについて
 - (4) その他
3. 閉会

会議結果及び主要発言

1. 開会
2. 挨拶
3. 職員紹介
4. 平成29年度事業について

会 長： 議事に移りたいと思います。本日の議事は4件ございます。最初に議題1の「平成29年度事業について」報告をお願いします。

事務局： 資料1をご覧いただきたいと思います。議題の平成29年度の事業についての報告となります。次の1ページをお開きください。図書館事業になりますが、最終的な決定をまだ受けていない段階ですので、未定稿という形にさせていただいております。概ねこの事業計画の内容で進めてまいりたいと考えておりますが、あらかじめ、未定稿ということでご了解いただきたいと思います。図書館事業につきましては、1から4と分かれてございます。1の中央図書館から順番に、各担当から、説明させていただきます。

会 長： どうぞ。

事務局： 中央図書館事業についてご説明させていただきます。ここに表になっておりますが、例年どおりということで、資料の購入は、そこに書いてある数字は目安になるのですが、図書11,300冊、新聞19紙、雑誌157タイトル、CD290タイトルを目安として購入して、市民のみなさんに提供していき

いというふうに考えております。この次の図書館見学会、こちらは小学校3年生の教育課程の一環として、中央図書館の見学会を実施しています。イベントも実施いたします。既に申し込みいただいております、10校、市内全部の3年生が、中央図書館に足を運んでくれることになっております。また、秋以降に、市内の幼稚園、保育園に声をかけまして、年長組を中心に図書館に来ていただいて、おはなし会や、図書館の本に触れていただいて、最後に本を借りていただくというようなことを、今年度も実施したいと思っております。次のおはなし会ですが、おはなしを勉強しているグループの方や、読み聞かせに関わる活動をしている方と連携しながら、中央図書館では、毎月第1・第3金曜日に、4歳から小学校1年生までのクラス、第2・第4土曜日に小学校2年生以上ということで年齢別に分けまして、ストーリーテリングと絵本の読み聞かせをして、本に親しむ機会を今年度も設けたいと思っております。次に出前のおはなし会ですが、小学校からクラス単位でイベントを設けて学校に出向いて、おはなし会やブックトークを実施するというものを計画しております。次の講演会については、内容については、まだ未定ですが、図書館に関する講演会を今年度も実施したいと考えております。次のブックスタート、保健センターで行う3～4か月乳幼児健診の際に、絵本を実際手渡ししながら、職員のほうで小さい頃から絵本の読み聞かせに親しむきっかけとして、PRをするというのを今年度も実施する予定です。次の図書展は、季節毎のテーマ、市の事業と連携したテーマで本をいろいろ紹介していきたいというふうに思っております。不用資料の市民等への配布は、図書館で除籍をした本や雑誌について、有効活用するために、希望する公共施設や市民の方に配布するというのを今年度も実施していきます。次の障害者サービスは、市民の方の協力を得まして、視覚等に障害があるため、普通の資料では利用が難しい方に対して、録音図書、今はデジタルのDAISYという形式のものなのですが、点字図書の作成や、希望に応じて対面朗読のサービス、また図書館までお出でいただけない方に関しては、一部宅配サービスを実施することにしております。次に、ボランティア育成として、障害者サービスで申しあげました音訳をするための講習会、または読み聞かせをするための講習会などを実施して、ボランティアを育成したいと考えております。次に図書のリクエストに関しては、館内の利用者端末機または自宅やスマートフォン等から、予約をするということは可能ですので、迅速で確実な支援提供に努めたいと思っております。次に図書館への声は1階の入り口の脇に利用者の方、市民の方からの声をお聞きする用紙とポストを設けまして、直接、職員に言っていただく以外にいろいろな声をお聞きして、より良い図書館を目指したいと考えております。次のヤングアダルトサービスは主に中高生、ティーンエイジャーの方を中心に図書館離れというのがどうしてもこの時期起こり易いので、この人たちに向けたコーナーを設置して、お勧めの本等並べることで利用促進を図りたいと考えております。最後に図書館報です

けれども、図書館だより、今回もお配りしましたが、図書館について市民の方にPRをし、理解していただくための原稿起こしを今後とも実行していきたいと考えております。以上でございます。

事務局： 桜が丘図書館の説明をさせていただきます。資料1の2番の桜が丘図書館の項をご覧くださいと思います。まず、資料の購入につきましては図書2,400冊、新聞5紙、雑誌81タイトルを購入予定でございます。続きましておはなし会ですが、桜が丘図書館では、毎月第2・第4木曜日に、4歳以上を対象に、ストーリーテリングと絵本の読み聞かせを行っております。また、第2・第4金曜日につきましては、3歳以下の親子を対象に、わらべうたと絵本の読み聞かせを行う事業を行っております。こちらにつきましては、ボランティアの方にご協力いただきまして職員も一緒に参加して行う事業となっております。今年度も引き続き実施してまいります。続きまして図書展ですが、中央図書館、清原図書館と共通で、環境を考える図書展等を、一緒に同時に行うのと他に、随時季節に合わせたものとか、はやりのようなものを取り上げまして、こちらの関連図書の展示を、一般図書、児童図書それぞれ行っていく予定になっております。それから次の図書のリクエストにつきましては、こちら中央図書館と同様です。窓口での受け付けの他、利用者用端末機等からの予約を含めまして、迅速で確実な資料提供に努めてまいります。最後です、ヤングアダルトサービスにつきましては、こちら中央図書館、清原図書館同様、ヤングアダルトコーナーを設けておりまして、中高校生の利用の促進を図ると共に、利用者の方のお勧めの本、カードに書いてもらって、こちらを壁に掲示して、他の利用者の方に見ていただくような取り組みをしております。簡単ではございますが、以上で桜が丘図書館の説明を終わらせていただきます。

会 長： ありがとうございます。清原図書館どうぞ。

事務局： 清原図書館の平成29年度事業についてご説明いたします。資料の購入につきましては、予算の範囲内で、図書概ね3,000冊、新聞5紙、雑誌81タイトルの購入を予定しております。図書館見学につきましては、中央図書館で行っている様な図書館見学会、小学校、保育園等と連携を図って、ご要望がありましたらできる限り受け入れて、清原図書館においても、おはなし会ですか、図書館見学会を実施してまいりたいと思います。定例のおはなし会につきましては、清原図書館では、第2・第4水曜日に4歳以上のお子様を対象に、そして第2・第4木曜日に3歳以下の親子を対象にしたおはなし会を実施しております。以下図書展から、リクエストやヤングアダルトサービスにつきましては、中央図書館、桜が丘図書館と同様な事業になりますので、説明は割愛させていただきます。以上でございます。

会 長： 事業係どうぞ。

事務局： 移動図書館みずうみ号に関してです。移動図書館車みずうみ号を図書館から離れた地域5か所のステーションを2週間に1回ずつのペースで回りまして、

図書館の固定館から遠い地域の方、なかなか図書館までいらっしやれないような方に対して、サービスを今後とも行っていきたくと思っています。

会 長： ありがとうございます。以上で平成29年度事業についての説明が終了しました。何か質問等ありましたら、お願いしたいと思います。

委 員： 中央図書館の下から3つ目の図書館への声というのがあります。先日のアンケートにも、日常的に寄せられているだろうと思われるような、要望とか声、かなり載っております。そういうことについて、どういう対応をしているのか。そしてまた名前のわかるような方もいらっしやるのでしょうか、そうでない方もいらっしやいますから、よくスーパーなんかでお客様の声というのがある、店長さんなんか返事を書いていますよね。出来ないものはできないとはっきり言うべきであるし、出来るものだったらこうしますと言うべきであるし、その処置はどうなっているか、お聞かせいただければと思います。

会 長： どうぞ。

事務局： 図書館では、図書館への声というのもございますし、直接市長部局のほうへ、市長への手紙ですとか、あるいは電子メールでのお問い合わせなど、それは随時いただいている状況です。当然ご回答希望の方につきましては、書面あるいは直接お電話等させていただいて、ご説明させていただいているところです。匿名の方の対応なのですけれども、確かに委員がおっしゃるとおりに、何らかの形で、回答を示す必要があると認識はしているところですけれども、現状といたしましては、そういった意見は参考意見という形で伺っておりまして、その都度の回答というのは、今はしていないというのが現状となっております。今後は検討していきたくと思っています。

5. 東大和市子ども読書推進計画の見直しについて

会 長： はい、よろしいでしょうか。他に何かご質問ありますでしょうか。無いようですので、議題1の「平成29年度事業について」の報告は終了といたします。次に議題の2「東大和市子ども読書活動推進計画の見直しについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 資料の2をご覧くださいと思います。現行の東大和市子ども読書活動推進計画の計画期間が、平成29年度を持って満了となりますことから、平成30年度以降の、第二次計画を平成29年度中に策定しておく必要があります。基本的な考え方としましては、現行の作り方を踏襲したいと考えておりますが、各項目の進捗状況を検証するとともに、東京都の子ども読書活動推進計画ですとか、あるいは社会状況の変化等も踏まえまして、平成30年度から、概ね5年間を計画期間とした、実施目標を定めていきたくと考えてございます。また策定にあたりましては、今ご覧いただいております資料の2のとおりで、社会教育部長を委員長といたしまして、庁内関係課の副参事職から成る策定委員会を設置いたしまして、中央図書館が事務局という形になりますが、検討を進めていくということで考えております。計画がある程度まとまった段階で、市民

の方の意見の募集ですとか、あるいは図書館協議会の皆様にもご報告をしながら、策定作業を進めてまいりたいと考えております。その際にはご協力をよろしくお願いいたします。

現在の作業の進捗状況でございますが、要綱についてはお手元の資料のとおりで確定しております。4月1日施行となっております。あと学校、幼稚園、保育園等の関係団体につきましても、既に現在の読書環境の状況につきまして、調査依頼をしております、回答が寄せられてきてはおりますけれども、まだ集計が整っておりませんので、これからの作業となっております。今後の予定といたしましては、5月の中旬に第1回目の、庁内の策定委員会を開催いたしまして、概要の説明を行う予定にしております。現状ではまだあまりご報告できるものがございませんが、子ども読書活動推進計画の説明につきましては、以上ということをお願いいたします。

会 長： 説明が終わりました。何かご質問ございますか。これから始まるということです。ないようでしたら、議題の2「東大和市子ども読書活動推進計画の見直しについて」は終了といたします。

6. 地区館の開館日及び開館時間等の見直しについて

会 長： 続きましては、議題の3「地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて」を議題といたします。説明をお願いいたします。

事務局： それでは議題の「地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて」、こちらは継続の議題となっております。説明の前に繰り返しのようになりますが、本日追加の資料ということでお配りしました、資料3-4と3-5につきましては、本日説明用の資料ということにさせていただきますので、恐れ入りますが説明の終了の際に、回収させていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。それでは説明をさせていただきます。まず、前回の協議会で、委員からご質問がございました、指定管理者となった場合における、その事業所を辞めた職員の守秘義務についてというご質問がございましたが、これは資料の後ろから4枚目なのですが、別紙ということで、東大和市個人情報保護条例の抜粋というものを添付させていただいております。こちらの条例の第11条の第2項というところに、「公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない」という規定がございます。併せて、罰則の規定も定めておりますので、こういった形で、義務を課しているというような状況になっておりますので、ご報告させていただきます。

続きまして、前回の協議会の中でもありましたが、現行の図書館の職員体制で取れる対応についてということで、言葉だけでは分かりにくいので、わかる形での説明をしてほしいというご要望ありましたので、本日の資料3-1から3-5まで、また、その他にご要望がありました内容を資料としまして、資料4から資料6としてまとめましたので、併せてご説明いたします。まず資料3

－1についてですが、こちらにつきましては、現在の中央図書館の事業系の業務分担表となります。一部、管理系の職員も含め、一人の職員が、複数の業務を担当しまして、業務ごとにグループを作って進めております。またここに書かれている34項目以外にも、右側の欄外に、選書ですとか、管理系の業務、あるいは窓口業務こういったものもあるということで、記載をさせていただいております。各担当者は、それぞれの項目につきまして、行事を組んだりですとか、資料の収集、あるいは除籍をしたりですとか、東京都や他市との会議などを持ちながら、事業を進めているというような状況でございます。

続きまして、資料3－2をご覧くださいと思います。こちら通常の勤務予定表になります。参考ということで、平成28年9月これは、最初に予定という形で職員に示したのになります。その後都合により変更等ありますが、当初の予定したものであるということで、ご了解いただきたいと思います。こちらは職員を3班に分けて、土曜日、日曜日、月曜日のカウンター勤務のローテーション、それと夜間開館の当番、これを主に分かるように示しているものです。そして土曜日、日曜日、月曜日につきましては、正規職員につきましては、5人という形で、1階と2階のカウンターのローテーションを組んでいるような状況です。表中の記号等についてですが、アルファベットのCは中央図書館、Sは桜が丘図書館、Kは清原図書館での勤務のことになります。それから○ですね、こちらは夜間開館を中央で行っていますが、午後7時半まで勤務する職員は○印、◎は、午後6時半までの勤務を行う者、それからTEL、こちらは督促の電話を担当する職員を意味しています。それから指という字が書いてある欄がありますが、こちらは土曜日、日曜日、月曜日のいずれかが祝日と重なった場合に、その間に2日間の休暇が取れない職員につきましては、あらかじめ定められている期間、これは2週間毎で区切っているのですが、その中で、指定休という形で、休暇を取得してもらっています。それで指定休の印、指という字になります。例えば表の中にも指定休の指という字が書かれてある職員がありますが、こちらは全て9月19日月曜日の敬老の日、こちらに関わる指定休ということになります。次に資料の3－3をご覧くださいと思います。こちらは臨時職員だけの勤務表となります。一番左側に、通し番号を付番してあるのですが、22番こちらが抜けています。これは、清原図書館には臨時職員2名が配置されているのですが、1人の臨時職員は離職期間ということで1か月休みの期間に当たっているため、22番の職員が抜けているということになります。その臨時職員の分を補うために、5番のところを見ていただきたいのですが、中央図書館勤務の臨時職員に、応援で清原図書館に入ってもらおうということで、清原図書館の清という字を付けてございます。それから、実際のこの事業系の業務につきましては、お示ししました資料3－1の業務と、資料3－2及び、資料3－3のこういった職員の組み合わせで、運営しているという状況になります。あとカウンター業務につきましては、ローテーションに管理

係の担当者も組まれておりまして、今回は9月分のみ資料ということでお示ししておりますが、年間の行事ですとか、管理係の月ごとの業務ですとか、あるいは議会、予算編成の時期こういったタイミングもありますので、その都度必要な作業が月々出てくるというような状況があります。

続きまして図書館の中で、開館日、開館時間の拡大について、どういった検討ができるかということで、検討した資料が資料3-4と資料3-5となります。資料3-4をご覧いただきたいのですが、こちらの資料3-4につきましては、前提といたしまして、清原図書館は月曜開館、地区開館2館は祝日も開館というようなことが前提になっております。こちらは現在の3班体制のまま、地区図書館の職員の週末の勤務の日を増やして、その分平日に指定休をとるようなシフトにしたものです。地区図書館の祝日の勤務につきましては、中央館から応援を出して対応するというのもありますが、特に清原図書館につきましては、2人の正規職員がそろって出勤する日が、週に2、3回しかなく、休暇を取得し、行事を組むのに支障が出る可能性が高く、結果として、採用が難しいというような判断をしております。資料3-4の一番下の30、31こちらが清原図書館の勤務ということになるのですが、2人の職員が揃って出勤できる日が、例えば9月5日、6日ですとか、12日、13日とかこういった週の中で2、3日になってしまうというような状況になります。

続きまして資料3-5をご覧いただきたいと思っております。こちらは、職員を2班体制としたものです。こちらは全館とも月曜閉館、火曜日を開館、あと祝日も全館開館とするような前提で、検討した資料となります。これまでは、火曜日は図書館休館ではあったのですがけれども、職員につきましては出勤しております。職員会議ですとか、選書会議などを、行ってきておりました。ただこの案では、職員会議を廃止しまして、選書会議につきましては、グループごとに分かれて、別々の曜日に行くようにするというものです。中央図書館の祝日開館は、正規職員と嘱託職員が、全員出勤するというような前提の中で、2班に分かれまして、祝日、当日と、翌日というような形で、開館できるかどうかを、検討した内容です。中央図書館は、半分の職員が祝日に休み、残りの半分の職員は翌日振替休として休むという形になります。中央図書館は、開館以来、職員は3班体制で、ずっとシフトを組んできておりまして、これまでは、そのシフトの範囲の中で、微調整で開館日等を増やしてまいりましたが、2班体制の組み直しというのは大きな変更になりまして、選書や除籍、あるいはその他の担当者会議がどのように持てるのか、移動図書館の運行ですとか、あるいは行事の実施に支障が出ないかなど、課題も多くあるのかなと考えております。特に、管理係は、伝票業務を抱えておりまして、そちらは大きな影響が出てくるのかなと考えています。例えば、9月17日の土曜日から26日の月曜日の間ですが、こちら上の班と、下の班、16番と17番が境なのですが、上の班と下の班では、21日の水曜日にもし会うことができないとすると、中1

0日間顔を合わせる機会が無いことになってしまう。これは事務等に大きな障害が出てきますし、また連休が重ならないにしても、少なくとも月曜日に振替休日がある場合には最低中4日間につきましては、別の班と会うことができなくなるということがあります。火曜日締め伝票の処理ということがありますので、これには特に注意しないと、処理が遅れてしまうというようになります。さらに、夜間開館、これは今回案の中では検討の中に入れておりませんが、夜間開館が求められるような場合などは、全く別のシフトを検討しなくてはなりませんので、そういったことを受け止めまして、検討してきた中では、現行の体制では近隣市並みの開館日、開館時間等の見直しの検討は、困難というふうに判断しております。

今度は資料4をご覧いただきたいと思います。こちらは、平成26年7月9日に、市の公の施設の管理、運営の在り方検討委員会へ、図書館から提出した資料となります。この中で、清原図書館のところ、中ほどになるのですが、その表の中で、アンダーラインで、線を引いてありますけれども、月曜開館を実施するためには、職員（再任用）も含めてですが1人、嘱託職員1人、臨時職員1人の増が必要であると考えたいという回答をさせていただいております。

続きまして資料5をご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、現在、平成29年度の予算上でのことなわけですが、地区図書館、桜が丘図書館、清原図書館それぞれの職員の人数と、開館時間、休館日、経費です。事業費と人件費等についてまとめたものになります。桜が丘図書館の場合は正規職員が2人、嘱託職員が2人、それから臨時職員、これは土、日、月各1日ずつのことです。そういうふうに理解いただきたいと思います。それから清原図書館につきましては、正規職員が2人、嘱託職員も2人。臨時職員は2人ということで、土日の各一日を出ていただいているという状況です。開館時間は午前10時から午後5時まで。休館日についてですが、定休日につきましては、桜が丘図書館は毎週火曜日、清原図書館は毎週月曜日と火曜日、祝日につきましては、平日の祝日は休館という形になります。それと資料の整理日としまして、毎月第3木曜日は休館日となります。あと、年末年始が、12月28日から1月4日までとなります。それから特別資料整理期間、こちらは5日間。こういった前提があります。さらには事業費ですけれども、こちらにつきましては、桜が丘図書館につきましては、7,346,000円、こちらには臨時職員の賃金を含んでいます。清原図書館は7,963,000円、同じく臨時職員の賃金を含んでいます。最後の人件費ということで、こちらは正規職員2人ずつですので4人、それと嘱託職員が4人ということで、合計した金額が41,720,000円ということで、総合計が57,029,000円ということになっております。

それから、資料6です。こちらはお要望がありましてまとめたものでござい

ます。中央図書館の例ということで、平成27年度ですが、夜間開館利用状況ということで、年間の数値をまとめたものです。こちらは、曜日別あるいは、個人団体別、利用人数、あるいは冊数別ということで、作成をしております。内容としましては、ご覧のような、数値になっておりますので、ご確認いただきたいと思います。それから次に、資料6-1ということで、補足の資料を付けさせていただいておりますが、こちらは昼間の部分です。こちらの利用人数を加えたものと、曜日毎、全体の利用者に対する夜間の利用者を何%の利用があるかというようなことを、一番右側の欄に表示させていただいているのがこの資料6-1です。

会 長： ありがとうございます。今ご説明いただいた資料について、何か質問ありますでしょうか。ありましたら、よろしくお願ひします。これまでの会議の中でご説明のあった内容の具体的な説明だったと思いますので、これから、私たちが考えなければいけない開館日及び開館時間を考える時の参考とするようにしていきたいと思います。

会 長： ご質問は無いですか。はい、どうぞ。

委 員： 資料4についてどういうふうに考えるのかなと思っています。資料4の一番上の枠の中で、今地区館の夜間開館のことについて書いてあるわけですが、夜間開館の日数によっては、中央図書館から職員が応援に行く必要があると書いてあります。それから、中段のところの夜間開館についても、夜間開館の日数によっては、中央図書館から職員が応援に行く必要があると同じような書き方をされています。行けるなら行けばいいではないですか。行けるなら。その真中の段の下線が引いてある部分で、臨時職員1人の増員が必要であると考えたと、こういう書き方だと人員、手が足りないということを言いきっている訳ですけど、行く必要があるなら行けばいいではないですか。何か技術的に難しいところがあるのか、それが1点です。2点目は一番下です。サービスを向上させると労働の密度が濃くなる。当たり前のことでしょうね。サービス向上のためにインセンティブがない、動機付けが無いと長期的に、今サービスの質の低下を招くのだと。だからあまり好ましくないということを言っているのでしょうけど、こういう文章が公に出ているということ、どういうふうに考えて行ったらいいのですかねということなのです。利用者が増えて、図書館の皆さんの働くのが忙しくなりますよと、優しく言えばそういうことでしょう。大変、結構なことだと思う。暇になって、何にもしなくてもいいけど給料もらいますよと、そういうことは市民は望んでいない。そのところの考え方を、こういう文書が随所に出ていく。この文書何回も見ているから、私も気になるのですが、こういう文書がずっと出ていくと、サービス向上の動機付って市民が喜ぶことではないですか。それが無いとサービスが低下してしまうのだったら、そういう職員は向いてないということです。市民サービスが一生懸命やろうという気が無い人が配置されれば当然こういうふうになります。そういうものの

考え方を内部で研修とかでしなければ当然いけない訳ですけども、そういうことについての考え方を、どのように考えるのか教えてください。

事務局： 夜間開館を実施した場合に、中央の職員を応援というところですけども、こういったことは、部分的に夜間開館の時だけ応援という場合はあったのかもかもしれませんが、平成26年の時の回答になるのですけども、今回改めて職員の中で見直した中では、他市並みの清原図書館の開館と、あと祝日開館、こちらを最優先というか、必須の内容ということで検討を中心に進めてまいりました。他市の状況などを見ていきますと、やはり夜間開館だけではなく、すべてを含めた形での大きな変更が必要と考えております。その中では、夜間開館というのは、深く考えが至っていなかったのは正直なところですが、こういった部分も必要だとは思っているのですけども、第一は、清原図書館の月曜開館・祝日開館、これはこの機会に見直すことが必要と考えて行きたいと思っています。それから、19のところ、一番下のところなのですが、労働密度が濃くなる、サービスの向上、これは確かに当然のことといえば当然のことになると思います。職員のほうも、年々職員体制というのは、どんどん正規職員も数を減らしてきているのが現状になっております。その中で、同じようなサービスを展開してきておりますので、ある意味それぞれの負担というのは、徐々に増えて来ているという状況はあるかと思っております。そうした中で、今までは図書館の中で、開館日開館時間の見直しというもののやり繰りをしてきたところなのですけども、図書館だけの考えでは、ここはなかなか上手い結論を出すことができないということで、今回特に開館日開館時間を見直していくことで、図書館協議会の皆様のご意見も伺って、抜本的な見直しを図りたいというのが、趣旨と言いましょうか、今回のお願いの内容になっております。

会 長： どうぞ。

事務局： 1点目の委員のお話でございますけども、応援に行けるのであれば、行けばいいのではないかと、そういうお話でございますけども、先ほども資料のシフト表でご覧いただいているとおり、非常に少し分かりにくい表にはなっていて恐縮でございますけども、こういうシフト表でぎりぎりの職員で、シフト組んでいますので、応援に行くと言っても、結局中央に穴が開くわけです。それではサービスの質が落ちることになりますので、応援に行くのも限界があるということで、行ければ行けるのではないかと、そういうお話でございますけども、今のシフト表もぎりぎりです。ワークライフバランスという言葉が出てもう10年位経ちますけども、そうではなくても、日中シフトを組んでぎりぎりの人数でやっている訳です。そういう中で、シフトをもっと厳しくしてしまうと、応援に行ってもまた中央の人間が減ったりすると、増々、職員の休みが取り難くなったりして、非常に労働条件も悪くなるということがございますので、応援というのは基本的には難しいというふうに判断をしております。

以上です。

会 長： どうぞ。

委 員： 今のお話を伺って、やはりシフトを組んでいるから、もうそれを動かすと元々担当の部分がサービス低下を招くのだというお話のようですが、それならこういう書き方しないほうがいいです。いけるように思うではないの、これだったら。だったらいけばいい。それを何か縦割りとか、そういうのがあって役所の堅い思考の中で動けないように見えるから、それだったらもういけないのだというのだったら、人員が必要であるという書き方になるはずなのです。まともな人間が考えればですね。何か別の役所の内部のごちゃごちゃ縛りがあって行けないのですけども、それをなんとか工夫すれば行けるのだから読めますから。では工夫が足りないのではないですかという指摘をしているわけなのです。その根底には、最後にこういう考え方があるから、そういうのもそもそも考えようとしてないのだなというふうにも受け止められる訳です。それが絶対だめなのだったら、不足ですと言い切ったほうがいいと思います。

会 長： 他の委員さん、こんなことはどうだろうかというご質問ありませんか。どうぞ。

委 員： 今日いただいた説明資料という資料の3—4を拝見して、清原月曜開館、地区館の祝日開館という見出しで、表と比べると確かに、先ほどご説明がありました、清原図書館の職員の方の一緒に出る日は減っているなということだったわけですが、当然その現状の中で、こういった工夫をするということは、そういうケースは出てくる訳で、この2日間、週2日は確保されている、祝日がある月であっても、見受けられますので、その中で様々な打ち合わせなり、意思疎通を図って、正規職員の方が進めていくというのは、週4日間から週2日間になると難しいのでしょうか。これで他のタイトな部分もあるのかと思うのですが、先ほどお話があったところで、清原の話がありましたので、こういったところ、こういう体制ならば組めるというふうにも感じられるわけで、工夫でそうした部分を乗り越えていくことはできないのでしょうか。

会 長： どうぞ。

事務局： ただ今のご質問で、私も説明の中で、職員が1週間の内で会う日にちが2日間程度になってしまうということで、打ち合わせの時間が取れないというような意味合いの説明をさせていただいたのですが、あと別な理由といたしましては、地区図書館は、正規職員は必ず置くというような条件で運営しております。その職員が1人ずつしかいない日が増えるということは、例えば何か急病ですとか、そこに行けなくなった場合に、嘱託職員と臨時職員で館を運営しなければならないような状況が発生してしまいますので、その場合は、臨時の対応を取らなければならないようになります。その頻度と言いますか、リスクが3—4の資料ですと、かなり高まってしまいますので、その分、日々そういう心配をしながらの図書館運営という形になってしまいますので、そのへんのところリスク

を避けるためにも、開館に影響が出るようなリスクは避けていきたいという主旨もございます。あとはなかなか言葉では申し上げ難いのですが、いろいろな先ほど資料3—1のほうにもお見せしましたけれども、地区館職員も関わっていく会議等もございますので、職員が順番に抜けるというようなこともありますし、休暇等もありますので、そういった諸々のことを考えていきますと、かなり厳しいものになっていくと考えています。単に打ち合わせの時間が取れないということだけでなく、全体的なところからやはりこの体制は厳しいというふうに考えています。

会 長： よろしいですか。

委 員： もちろん業務内容があるからということだろうと思うのですが、この規定で正規職員2人置くという形で進めているということなのだと思いますけれども、これは例えばローテーションでどちらか1人がいて、嘱託なり、臨時職員がもう1人入るからということ、要するに規定が2だからということを入れていくということ、もし今後その直営の体制での工夫ということも実行するならば、その規定のほうを変えて、中央館の仕事と桜が丘・清原の仕事の重さを少し変えて、規定を変えたらどうなのかなど、これ素人考えかもしれませんが、開館を重視するのならば、正規職員を必ず置いて必ず対応するというのを、2名必ず置く規定なのかもしれないけれど、そのへんまでは工夫はできないものなのではないでしょうか。

事務局： もともとの正規職員は2人なのだと思いますけれども、その内交代で休みを取りますから、必ず館には1人は正規職員を置きたいということになりますので、そうすると3—4の表で見ていただくと、職員が1人ずつになってしまう。元々フルに勤務していても1人ずつになってしまう日がほとんどになって来てしまいますので、何らかの事故とかが発生した場合に、職員が誰もいなくなってしまうというリスクが高まるということです。

会 長： よろしいですか。

委 員： 分かりました。

会 長： 今日いただいた3—4と3—5の資料が会議の後、手元に残せないということで、もしこの内容でご質問などありましたら、今のうちにお願ひしたいのですが。なかなかこういうのをいただいても、分かりにくいというか、時間かけて見たいなどは思いますけれども、他にご質問はございませんか。なければ資料についての説明をいただいたのですが、地区館の開館日と開館時間について見直すには大変必要な資料だと思いますので、またこの後の議論の中で活かしていきたいと思います。それでは本日、皆さんのお手元にはまだ配られていないのですが、委員からこの議題について文書を、議論を少しでも前に勧めたいというお考えから、会長宛に意見書をいただいております。副会長さんからは了解をいただいておりますので、委員の皆様からご了解いただけましたら、その意見書を配布したいと思いますのですがよろしいでしょうか。ご異議

ないですか。ではお願いします。

会 長： 今日配布して、今すぐというのは申し訳ないのですが、ただ今から5分ほどお時間取りますので、ご一読いただいてよろしいでしょうか。その後で、補足の説明を少ししていただこうと思っておりますので、どうぞお読みください。ただ今から5分ほどお願いいたします。

会 長： では、委員お願いします。

委 員： その前に前回の議事録のところのことにに関して若干細かく書いてございます。それを、今はご検討されているこの時間の見直しとか、人の増加とか、そういう問題に対して異議を唱えるのでは全くなくて、一つの私なりの私見ではあるのですが、それでこの指定管理者制度、そのものについて見本という訳でもなくて、こういう制度が、今検討されているということに対して、私なりの考え方を申し上げてみたいと思っております。最初にお断りいたしておきたいのですが、あくまでもこれは実情に合ったことでなくて、無知な私の考え方からということも、あるいは極論を述べているのかもしれないのですが、一応少し図書館というものをもう一度この際、存在意義を少し考えてみたいというふうに思って述べてみたいと思います。そこにお書きしましたようなことなのですが、本来この図書館はもっと公共の知的財産の宝庫であるというふうに私は考えておまして、国レベル、あるいは地方レベル、それぞれで図書館の在り方が違うと思っておりますので、いちがいには言えないのですが、段々図書館が目の前にあって当たり前のような感覚になってきてしまっていて、当然求める図書が入手できるような、そういう非常に安全な存在になってきている面があるのではないかと考える。こういう指定管理者制度のような制度が唱えられてきたこともあって、この際、もう一度図書館の在り方を考え直してみてもどうかというふうに考える。極論を申せば、地域住民とか、国民が非常に神聖にして犯すべからざる領域として、皆の力でこの公共的な施設を積極的に盛り立てていく存在だと思っております。ですから利便性ばかり求めるのではなくて、貴重な公共の知的財産として、皆で大切に見守っていくという市側と市民側の意識改革が必要というか、そういう意識をもう一度改めて考えてみたい。何せ1千兆も超える国家予算の財政赤字の中で、何をやっても財政的に余裕がなくなっている今日の日本の状況を考えますと、あまり思いどおりのことができない状況にあるのではないかとこのふうにも思います。税の負担に対する当然の見返りとして、無償によってこの図書館が利用されるということは当然ですが、それがゆえに住民へのサービス向上と経費削減による財政危機からの脱出だけに力点が置かれて、図書館本来の持っている長い年月掛けたその伝統とか、威信とか、ある意味では神聖性、それから専門性とか、継続性、そういったものが損なわれるような時代になったらこれはまずいと思う。利便性ばかりが優先されて、開館時間の増加ばかりが要求されて、肝心の質がおろそかにされては何にもならないと。公共図書館とは、そこに保存され

ている知的財産を、市民と国民が、訓練と経験を積んだ図書館員の指導の下で、貴重な文化遺産であるはずの図書をどのように利用し、自信の知的向上を目指し、更には国家とか世界のために貢献する人材を養成する、そういう砦の一つであるべきではないかというふうにも考えられる。この指定管理者制度の導入の問題は、単に市町村が決定する事項ではなくて、総務省の地方自治に対する国家戦略の一つであることがありますけど、図書館の特殊性というのもあって、十分審議を尽くすことはもちろんですけども、昨年12月末の高市総務相のいわゆる「トップランナー方式」の見直しの背景に、多くの地方自治体や図書館関係者からの導入反対意見も反映しているのではないかと考える。その後の総務省の考え方は存じませんが、図書館は博物館同様、一つの重要な教育研究機関としての側面を持っていると思います。そういう点からも、この制度の導入に当たっては、十分慎重に行うべきだろうと思う。東大和市図書館についてですけども、そのへんも考えますと現在検討されているこの「指定管理者制度に係る基本方針」は、こと図書館運営に関しては、該当させるべきではなくて、むしろ設立以来30年にもなる訳ですけども、伝統を重んじて図書館員のキャリアが十分な役割を演じ半永久的価値を有する図書が保存された、いわば聖域としてこの制度には馴染まないということで、除外するべきではないかと。市民の側が充分認識している、していないにかかわらず、アンケート調査結果で見ますと、指定管理制度導入に反対している方が多いということも十分考慮するべきだと。逆にアンケートに見られる如く、住民側の開館日や時間に関する様々な要求に対しては、市側は図書館の本来の主旨や図書館の現状を説明し、開館日や開館時間の改善もさることながら、限られた予算の中で真に実行可能な範囲での改善を約束して、他方で、図書館の本来あるべき姿を縷々説明し、住民側の図書館に対する意識の向上と理解を求めるべきではないかというふうに考えています。中央図書館だけではなくて、地区館である桜が丘図書館、清原図書館についても、もちろん言えることですけども、目下検討されている開館日の増加とか、開館時間の延長などの要請に対して、それに答えて、丁寧に答えていく必要ももちろんありますけれども、まずは中央図書館とこの2つの図書館の役割分担を明確にしてもいいのではないかと考え、あくまで指定管理者制度導入に踏み切ることを前提としないで、まず市の管理下で何ができるか、工夫を凝らすことが求められると思います。すなわち、広域と申しましても、狭い地域です。3つの図書館が同じ機能を備えて、同じ図書を備え、同じ時間帯で業務を行う必要は必ずしもないのではないかと。やはり総合的な図書館としての中央図書館の充実を図り、そこを中心として、桜が丘、清原図書館はもちろんそれは、そういう制度が導入されることになればですけども、あくまでも補助的な役割、言葉がもちろん悪いのですけども、役割を担うことでよいのではないかと。もしこの制度を導入するというのであれば、少し財政的なこと考えますと、あるいはこの一振り、先ほどからいろいろ非常に細

かく詳細な資料を基にして、そういうやりくりが大変だなという印象を持っていますけれども、もう少しこの中央とその2つの地域館との役割分担というようなことも考えたらどうかというふうに感じます。更に今、この前からも清原図書館と桜が丘図書館の地域館は、指定管理制度に移行するような方向で話が進んでいるという前提がどうしてもあって、それが、私、頭の中が混乱してしまっているんですけど、もしそういうことが実際にそういう方向に行くとしても、中央図書館の指定管理制度の導入は断じてこれはあってはならないのではないかとこのように考えます。

それから選書ですけど、図書選定の重要性もついでに指摘させていただきたいのですが、非常に限られた予算の中で保存される図書の選書は非常に重要だと思いますけれども、市民のリクエストに可能な限り答えること、もちろん重要なのですけれども、予算的制約がある中ではすべての要求に答えることは容易ではない。それよりも、もう数年で廃本の対象になるような流行本とか、インターネットの中で、安価で簡単に入手可能な情報本とか、そういったものはできる限り市民各自で求めることとして、それからまた業者からも取られる新刊推薦図書についても厳選して購入する。それから非常にこれからの図書館の長い存続を考えますと、新刊本ばかりではなくて、古典的名著で、まだ蔵書されていないような価値のある図書、これは新本でも古本でも問わず発掘して、蔵書するとして、そのためには、図書館職員が中心となって幅広い年代層の有識者を含めた市民参加の図書選定委員会を設置したらどうかと。年代層が違いますから、偏りがあると、何が一体その時の良書か分からない場合も有りますから、できるだけ幅広い年代層で構成する。このようにして市民の知的財産の宝庫として、真に価値を有する永久保存の可能な古典的名著、必ずしもこれは古い時代の本という訳ではないのですけれども、名著やもう一つはこの東大和市の地域に関する史・資料をできるだけ揃えることによって、東大和市立図書館の特色を打ち出していく。これを検討されてはどうだろうかというようなことを考えます。

最後に図書館員の養成です。博物館に専門の学芸員が配置されているように、図書館の継続性と専門性をこれまで以上に重視して、レファレンス業務に精通したより専門的な立場で図書が扱える司書を一人でも多く養成し、配置して、図書館業務の充実を図る方向に予算も執行されることを望みます。以上です。

会 長： ありがとうございます。ただ今の意見書の説明は、私たちが取り組もうとしている諮問事項の地区図書館の開館日及び開館時間を考えるにあたって、土台となるところというのでしょうかそういったことも考えながら、考えていかなければいけないというようなところでのお話だったかなと思いますが、このことについてそういうふうを考えていくとすれば、私たちが議題としていることに沿っていると考えることができると思いますし、この件の内容がどうというのではなくて、このことを参考にして、この後考えていくことを踏んで、

ただいまの委員のご説明に対して、何かご意見とかありましたら、お尋ねしたいこととかありましたら、どうぞお出しただけませんかでしょうか。どうぞ。

委員： 意見というか感想ですけども、大変すばらしいものだと思います。今回の諮問の内容を考えて行くにあたって、答申を考えるに当たっても、東大和市の図書館の持つ理念というのがある、その中でこういった改革をしていくという、こういった方向性があるのではないかとそういった答申になるのだろうと思いますので、挙げられた理念を確認していくというのは重要なことだと思いますし、内容的にも素晴らしいと思います。これはぜひこういったことを確認しつつ、諮問の意味を考えるべきだろうと思います。以上です。

会長： はい、ありがとうございます。他の委員さん、いかがでしょうか。

委員： なかなか私たち協議会の委員として、館長の諮問機関として会議で意見を申し上げて来ているのですけれども、図書館とは何ぞや、みたいなどは、わかりきっているものとして、会議に臨んでしまっていた傾向があったなど、この度の諮問で思うことがたくさんあったのですけれども、そういった意味で今どうなっているのか、東大和の図書館がどうなっているのか、どうこれからしていったらいいのかという市民の人たちもどう望んでいるのかということを中心にしながら、開館日のこととか、開館時間のことを考えていくのがいいのではないかなあと思うのです。

委員： 今の委員の東大和市立図書館の在り方という中で、2番のところ、アンケートの結果のことを書かれていますのですけれども、やはり皆さんは要望しているようなことに対しては、図書館本来のことをきちんと説明をしていくと、これはとても大事なことだと思うのです。やはり前回の時にもお話させていただいたように、図書館の仕事はただカウンターで本の貸し出しをして、それを返却されたものをバーコードで読み取っているだけではないという、そのことをしっかり皆さんに分かっていただいた上で、それ以上の仕事をしているのだということも、先ほどたくさん細かい資料を出していただいて、やはりこれを見ていただけたら、少しは分かるような気がするのです。そういう中で、本当にその開館日、開館時間をただ増やすだけが、私たち市民の利用のニーズに役立ててくれていることなのかどうかということが、その3番のところでは3つの図書館が同じ機能を備え、同じ図書を備え、同じ時間帯で業務を行う必要は必ずしもなく、先ほどこの文章には無いのですが、補足として役割分担はということをおっしゃった。実は図書の整理をする時に、3館それぞれが日をずらしてやっていますよね。私たちは本を借りる時に、清原は丁度曝書だった、では中央へ行こう、中央曝書だった、では桜が丘行こう、そういうふうな形で本当に狭い市内ですから、自転車で走っても15分位で行けるのです。そういう中で必要な物を借り出していることもありますので、その役割分担という中では、中央館と清原、桜が丘が補助的ということではなくて、本当にこの曜日は、この日は桜と中央が開いていると、この曜日は中央と清原

が開いていますというような方向で行けば、人力的な配置というのを少し検討ができないだろうかというのを、お話を聞きながら今思ったものですから、どんなものでしょうねという提案になります。

会 長： はい、ありがとうございます。私たちの答申に向けて、こんなことはどうだろうかというのに絡めて、この先ご確認いただけるとありがたいです。では、一つご質問ですけれども、よろしいですか。市のほうでは図書館政策という行政の在り方で、この様にしておりますというようなものはございますか。前に図書館のことの位置づけで、資料をいただいたかと思うのですが、それを見る限りでは、これはちょっと、これだけでは足りないなみたいな、例えば東大和市の総合計画のこととか、そこらへんに図書館のことを書いたものがあるのですが、それはちょっと違うかなみたいな感じがしているのですが、そういったものは明確にございますか。どうぞ。

事務局： 東大和市の図書館については、図書館の計画というのが、個別のものが無くて、実際に将来的なものを見たような計画というのは、総合計画だけになってしまいます。ですからこの計画の中で、その体系の中で事業を組んでいくというような形を取っているというのが現状になっております。その中では今回たびたび市長のほうから発言がありますけれども、図書館の生命線ということで、レファレンスと選書、こちらのほうは大事にしていきたいというお話がございますので、強いて申し上げれば東大和図書館の特徴をそのところに重きを置くというような形かなと思います。あと、具体的に3館の役割とか、そういったような個別の部分につきましては、残念ながらそういったものを明確にしているものは今のところは無いという現状です。

会 長： はい、ありがとうございます。どうぞ。

委 員： 大変すばらしい図書館のそもそも論を伺って、何かこういうことをきちんと踏まえないと、いきなり指定管理者制度にしましょうということになるのでは問題だろうということで、大変感銘を受けた次第です。ありがとうございました。ここで述べられているように東大和市立図書館の在り方の最後のところに、要するに限られた予算の中で行うということが、行政が行うことにおいては、もう何をおいても金が掛かるわけです。理念がどんなに素晴らしくても、それを支えるものが無ければ、その理念は無いのと同じなのです。そのところをきちんと押さえられているということで、これ大事な一文だと思っています。そのためには、次のページの3館同じようなことをやっても、それはある意味では無駄な部分が出て来ます。そういうことだと思いますけれども、そもそもの理念ということで気を付けなくてはいけないのは、この4の部分だと私は思っています。この文章の「図書館という恒久性と伝統と継続性が重要な意味を持つ観点から」、これはそのとおりですけれども、そこからいきなり中央図書館の指定管理制度導入断じてあってはならないことが明白であるというのは、こういう強い言葉で出すと、これが理念というのはゼロか100なのです。その理

念を通すのだから、これは100%駄目なのです。そういうことはやはりあまり言い切らないほうがいいだろうなあと思っているのです。であろうということは、若干曖昧にしているから、そこに委員の深い考えがあるのだろうなと思って、私は聞いておりますけども、あまり言い切ると、言った以上、ゼロか100なのです。理念というのはそういうものだと思っていますから、それ以外のところにおいては、私は素晴らしいご意見だと思っています。そしてこの会議の議論だって、いきなり指定管理をどうしますかということを行っている訳でもないし、そもそも諮問書を見れば第一の主語は、地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しをしてください。それについてご意見を伺いたい。そこですよ。指定管理をどうしようこうしようということは言ってないです。従ってずっと議論してきたように、地区館の開館日及び開館時間の拡大は必要であるのか、ないのかということ、まず、きちんと結論を出す必要があると思います。あるのだったら、どこをどのように何時間というふうになります。その体制は、いろいろ説明してくれていますが、若干そこは理解できないことですから、まず、いやもう地区館の開館いらないのではないですかという結論であるわけですから、私は必要があると思って前から言っています。やはり他市の状況を見ることも絶対必要だろうと思っていますから、これはもう具体的に詰めることは必要であるけど、総論としては必要であると、個人的に思うのです。あとは具体的にやらないとこれはいけないから、これは人員も金も掛かりますから、それは質問させていただきながら、たった2つですから。曜日と時間、これをどうするかというのは、詰めながら具体化していく、こういうことが必要ですね。そうすると行政は当然プロですから、それは金が掛かってできませんということもあり得ます。そうしたらどうしますかと議論する。最終的にそうすると直営は難しいことなのではないですかということになると、他に手はありますかと。そういう流れをしっかりと踏まえながら、徐々に積み上げていかないと、いつまでも総論ばかりになってしまうと思いますので、進め方で会長のまとめ案みたいな、この頭の部分を確認しながら進めていくのが良いかなと思っています。以上です。

会 長： 他にご発言は、よろしいでしょうか。では今、提案してくださったのですが、実は皆様のお手元に資料を事前にお送りさせていただいたのですが、諮問が前回、前々回、昨年28年の、第2回目の会議で諮問が出されて、第3回の会議と2回皆さんで検討、話し合いをした結果、会議録を基に正副会長で文章をまとめた後、こんな方向に諮問事項に関する事で皆様が思っているのではないかということで、まとめさせていただいたものがあると思いますが、先ほど事務局からも説明がありました、29年度第1回図書館協議会資料の最後のところ、6となっているところなのですが、これまでのまとめについて説明をさせていただきます。ここに書かれている順序は、事の軽重ということではなくて、そのことが話題になったというか、ご発言があった、議論された順序になって

おります。それぞれの事項の文章というよりは、内容がそれでよいのか、というところを皆さんにご確認いただきたいと思います。もしそれでよろしければ、この案としているものを取らせていただきたいと思います。では上から簡単に時間もせまっておりますので、読み上げます。1番目これは突然に出た諮問に対して、やはりどの程度の認識で受け止めているのかという大変大きな問題だったために、問い合わせしたところ、市としては、非常に答申は大事ですよと答えていただいたということです。先ほども委員さんがおっしゃいました、地区館の開館日及び開館時間の拡大は必要ではないかと言いついてしまっているのは、ちょっとそれはもしかしたら行き過ぎだったのかもしれませんが、必要である方向に皆さんのご発言がたくさん出ている。市民のアンケートの中にもたくさんあるということです。3番目、これは委員が意見書でいろいろご意見を出していただいたところかと思えます。限られた時間でできるだけこれまでにこの時間までにほしいみたいな答申の期限は明示が無いけれども、できるだけ急いでというようなことを言われておりましたので、ただ、そこまでにどれだけ議論ができてまとめられるかというふうに、皆さん、このところを心配していらっしゃるということです。あと、指定管理者制度が中央にも、市長さんはそういったことは守りますとおっしゃっていますが、現実的にそれはどうなるのか、アンケートの中にもたくさん心配されているので、慎重に検討しないといけないというのは、皆さんおっしゃっていたと思います。5番目、アンケートの集計結果は有効だし、内容を尊重するとしている発言、説明がありました。その中では指定管理者制度への反対や慎重論、心配などが多いことを尊重していただいて、とりあえず現体制の中での運営について見直しを検討していくという、この2回の会議では、その動きで皆さんご発言している。6番目、今の体制で開館日や開館時間を増やすことを検討するには、重要ないろいろな今日のご発言でも皆さんたくさんおっしゃっていましたし、委員からもいろいろなこういうことも、あって良いのではないか。その工夫ももしかしたら私たちの会の中で、こんなこともできないかみたいなことが、この後の会議で出れば、そういったことも考えながら、答申書をまとめていったらどうかという、この6項目位かなということでもまとめさせていただきました。この内容に対して何か、もう少しこれを加えてとか、これを削ったほうが良いのではないかと、ここまでしてないよということがありましたら、言っていただくと、これが決定というか、向きとしてはここまで来て考えを整理していいですかということなのです。そんなにいつまでも同じことではやっていられないので、少しでも前に進めるためにまとめてみました。ご意見ありましたらお願いします。なかなか算数の答えみたいに、何足す何はいくつとか、立て横に行けばこれみたいに、絶対ということはなくて、考え方としても協議会で、こんなことでというふうな形のまとめにはなるかと思えますが、途中一区切りで、ここまでご意見があったというふうにご理解いただけますか。どうぞ。

委員： このまとめ案ですけれども、この間の議論の整理されたものであると思います。なので、私はこのまとめに賛成です。これまでの話し合いの到達点とは言えないでしょうけれども、整理された、ここまでの整理というところで、今後考えて行く上でのポイントになるところだろうと思います。以上です。

会長： ありがとうございます。どうぞ。

委員： 確かに考え方の指針が示されていて、今までの流れも良くわかるし、これから私たちがどう進んで行くべきかというの、大変よくまとめてくださっているの、私はこれに沿ってやって行きたいと思います。

会長： これを検討し、何かありましたら。もし、無ければ、現段階では、今日もいろいろなご意見が出たと思いますし、現段階でこのまとめで、向きは了承していただいてよろしいですか。はい、ではこの「案」というのはお取りいただいて、この方向で、大枠の流れはこれで行きましょう。お願いします。では、議題3の「地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて」の議題をこれで終了とさせていただきます。

7. その他

会長： それでは、次第の「(4) その他」について、事務局から何かございますか。どうぞ。

事務局： そうしましたら、第2回の会議の日程について、確認をさせていただきたいと思います。前回、候補に上がっておりましたのが、6月22日と29日ということで、いずれも木曜日なのですが、できればこちらの都合なのですが、6月29日木曜日を第一候補とさせていただきたいと思いますが、ご都合等はいかかでしょうか。

会長： では、委員の皆様、6月29日木曜日、時間は午後3時～5時という形でご出席お願いできますか。では、そういうことで、次回、6月29日よろしくお願いいたします。時間が7分位ありますので、議事はこれで終了しましたが、何か意見とか、情報交換とか、これから考えて行くにあたっての、何かおっしゃっていただければ。

8. 閉会

会長： 他にご意見が無ければ、これで平成29年度第1回図書館協議会を終了とさせていただきます。どうも皆さん、ご協力ありがとうございました。